

(様式1)



所教施第 107号  
平成31年 2月25日

所沢市監査委員	竹	山	登	様
同	能	登	則之	様
同	杉	田	忠彦	様
同	松	本	明信	様

所沢市教育委員会教育長 内藤 隆行

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年1月27日付け所監第64号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づく措置

部・課名等	教育総務部教育施設課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>○学校開放用倉庫について</p> <p>当市では日常生活におけるスポーツ活動の場として、学校体育施設開放事業を推進しており、多くの小中学校において体育館、校庭等の体育施設が地域住民に開放されている。各地域で各種スポーツ団体において積極的に活用されているところではあるが、競技に必要な大型の用具等は移動が困難であることから、学校長の許可を得た上で校内に簡易倉庫を設置し収納している。</p> <p>もとより、学校施設は教育を目的とした行政財産であり、その運用にあたっては、地方自治法により、行政目的の効果達成のため譲渡や貸し付け等の私法上の運用が原則として禁止されている。ただし、行政財産の用途、目的を妨げない限度において使用を許可することができるかと規定されているが、その使用期間はなるべく短い期間とすることが望ましく、通常1年以内とされている。また、原状回復が困難な場合、あるいは本来の用途、目的を妨げるおそれのある使用許可は行うべきではないとされている。</p> <p>このようなことから、学校体育施設開放事業の実施についても、学校教育に支障のない範囲において実施するものと国から通知されているところである。</p> <p>しかし、上新井小学校に設置されていた倉庫については、スポーツ団体が建築した木造倉庫であり、簡易な倉庫とは言いがたく、公共施設である校庭を民間施設が専有することはできないものと考えられることから、適正な措置を講じられたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>上新井小学校地に固定する形で設置されている倉庫を所有している関係団体（上新井サッカー少年団）、教育委員会スポーツ振興課、教育施設課の3者で協議を行い、定期監査結果の概要説明や対応策の提案を行ったところ、関係団体より市に対して、倉庫を寄付いただく意向を確認しました。</p> <p>その後、寄付手続きを進めていましたが、平成30年12月21日、寄付手続きが完了し、学校から事務連絡「施設寄付の設置完了報告書」の提出を受け、寄付手続きの完了を確認し、当該倉庫は、教育財産となったものです。</p> <p>今後、毎年、関係団体より学校に対し「所沢市立小・中学校体育施設開放に係る備品保管申請書」が提出され、学校の許可を受けて、学校教育に支障のない範囲において、学校体育施設開放事業の推進のため、関係団体が倉庫の一部を使用していくこととなります。</p>	